

# ご寄付ありがとうございました

本会がお預かりした寄付金は、寄付者のご希望に基づき、本会事業の推進等に大切に使用させていただきます。

寄付者 (令和5年12月～令和6年5月) (五十音順) ※「寄付つき商品事業」覚書締結企業様

個人		団体	
案浦 秀 様	田中 之典 様	一般財団法人九州郵便局長協会 様	宗教法人清法山徳純院 様※
池田 加奈子 様	中島 東司恵 様	一般社団法人えにしのか 様※	翼 行政書士・社会福祉士事務所 様※
梅崎 和子 様	広政 恵子 様	株式会社大原キャリアスタッフ九州 様※	日蓮宗 本興寺 様
金子 ちひろ 様	藤岡 宏之 様	株式会社Qtnet 様※	日産化学株式会社 福岡オフィス 様
川原 ゆり 様	松下 朋史 様	株式会社マルジュン 様	福岡ひびき信用金庫イングスクラブ 様
倉住 翔太 様	松田 潤嗣 様	笹丘校区社会福祉協議会 様	
近藤 睦美 様	宮本 和史 様	宗教法人真如苑 様	
志水 武 様	矢野 守 様		
竹田 恵子 様	吉永 利春 様		

(このほか、匿名等で多くのご寄付をいただきました)

## ～介護支援ボランティア事業～

シニアの社会参加をポイント制で後押しする「介護支援ボランティア事業」では、ボランティア活動でたまったポイント数の活用方法として、「奨励金(現金)」か「市社協への寄付」のいずれかを選択できます。令和5年度は83名の方が本会へご寄付くださいました。



福岡市社会福祉協議会  
福岡から  
日本の社会課題を  
解決する

【毎月の寄付者募集】

1日33円から  
できるサポート

1日あたり33円または  
任意の金額を毎月寄付  
いただく継続的な支援  
方法です。

※寄付金額の変更や停止は  
いつでも可能です。



生活の危機にある人や子どもたちを  
一人でも多く救うために、  
あなたも「毎月の寄付者」になりませんか。

毎月 1,000円(1日33円)  
毎月3人の買い物弱者に  
生活必需品等の購入支援

毎月 1,500円(1日50円)  
毎月5食 社協がサポートする  
子ども食堂で温かい食事を提供

毎月 3,000円(1日100円)  
年間10人の路上生活者等に  
住まいを提供

毎月 5,000円(1日166円)  
年間1人の親亡き後の知的障がい者  
に金銭や生活の支援を提供

※詳しくは、福岡市社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

## 合同会社 Travelcare ふくおか様と 寄付つき商品の覚書を締結しました

令和6年4月22日に、福岡市で介護福祉タクシーを利用した介護付き旅行を行なう合同会社 Travelcareふくおか様と寄付つき商品(「介護付き旅行プラン」の売上げの一部を寄付)の覚書調印式を行ないました。



(同)Travelcare ふくおか(社)福岡市社会福祉協議会  
「寄付つき商品事業」覚書調印式



## 赤い羽根 共同募金会から 配分を受けました

共同募金会から令和6年度事業費として57,491,100円の配分金を受けました。

このうち、51,043,300円は、市内の校区社会福祉協議会の活動費として、他は市・区社会福祉協議会の事業費として大切に活用させていただきます。



# 社協だより 2024年・夏号 NO.133

## 職員応援派遣による災害ボランティアセンター運営支援 (能登半島地震)



▲ボランティアの活動調整の打合せ



▲ボランティア依頼者宅での聞き取りの様子

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災者の皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。福岡市社協では、被災地の復興を支援するため、珠洲市災害ボランティアセンター等への職員派遣を行なっています。

珠洲市災害ボランティアセンターには、被災された方からの様々なご相談の聲が寄せられています。一方、ボランティアバスを利用して多くのボランティアが集まり、瓦礫の撤去や家財の運び出し等の活動に参加されました。

本会の派遣された職員は、ボランティアに対しては活動中の注意点の説明や活動先の調整をし、被災者に対しては事前に電話等で聞き取った依頼内容に対して現地調査を行ないました。調査では、ボランティアや資材の必要数を確認するとともに、依頼内容以外にも困りごとがないか、遠慮して相談できていないことがないか等、珠洲市社協が目指す「一歩踏み込んだ支援」を心がけ活動しました。

現地調査の中で被災者の方から「倒壊家屋の屋根の上を避けながら避難するのは想定外だったが、避難訓練をしていたことで、いざという時の避難経路確認に役に立った」との声を聞きました。平常時の避難訓練等の備えの大切さを改めて考えさせられました。

【お問合せ】 ボランティアセンター ☎713-0777

社会福祉法人 **福岡市社会福祉協議会**

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39  
福岡市民福祉プラザ4階  
URL <https://fukuoka-shakyo.or.jp>  
Eメール [sohmu@fukuoka-shakyo.or.jp](mailto:sohmu@fukuoka-shakyo.or.jp)



☎ 751-1121 FAX 751-1509

ご利用ください 本紙「ふくしのまち福岡」は、本会ホームページ (<https://fukuoka-shakyo.or.jp>) で公開しています。また、朗読 CD も配布しております。お気軽にお問合せください。

この広報紙は共同募金配分金及び賛助会費を主な財源として作成しております。

## 災害ボランティアセンター協定締結

福岡市で大規模災害が発生した際には、福岡市との協定により、福岡市社協は災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という）の運営を行なうこととなります。いざという時に円滑に支援が行なえるよう、災害VC設置・運営に関する2つの協定を新たに締結しました。今後もいつ発生するか分からない災害に備え、地域、企業、学校等の多様な主体と平常時から顔の見える関係を構築し、連携体制の強化を図っていきます。

### 福岡市災害VC設置に関する協定

令和6年3月25日に、学校法人福岡工業大学・福岡市との3者協定を締結しました。災害VCは、多くのボランティアの活動拠点となるため、広さを有する場所での迅速な設置が求められ、また各区の拠点として設置することが望まれます。今回の協定により、早良区、南区に加え、東区の拠点として福岡工業大学の敷地内に災害VCを設置できるようになりました。

### 災害VC運営支援に関する協定

令和6年4月15日に、ライオンズクラブ国際協会337-A地区と協定を締結し、調印式を行ないました。ライオンズクラブからは災害VCに対し、災害時に効率的・効果的に災害ボランティア活動を行なえるよう必要な設備や資機材等の物的支援や人的支援を提供いただきます。また、平常時からのつながりを重視し、毎年連絡会議を実施し、連携を深めてまいります。



## 「食を通じたつながりづくり」で孤独・孤立を防ごう!

東区三苫にある「社会福祉法人天真会」では、周辺地域の高齢化が進んでいく中、「食」を通じた交流で地域に恩返しをしたいと考えていました。法人、地域の思いが合致して令和5年10月から施設内の地域交流センターで、地域の協力のもと十数名の独居高齢者が、月1回会食する「天真会パプリカ」が開催され、交流が進められています。福岡市と福岡市社協では、少子高齢化やコロナ禍で孤独・孤立の問題が注目される中、その防止・解消策として日常生活に欠かせず、楽しみや自然な交流が期待できる「食」に着目した「食を通じた居場所づくり・多世代交流モデル事業」を進めています。



### 注目の1冊 シェアダイニング 食とテクノロジーで創る ワンダフル・エイジングの世界 (日下 菜穂子 著/クリエイツかもがわ)

孤食や高齢者の社会的孤立が深刻な問題となっている現在、「おいしく食べることを通じて他者とつながりを持つことを目的としたシェアダイニングの取り組みが注目されています。誰もが自由に料理を楽しむ感動を共有できる場所、シェアダイニング。本書では実践例を紹介しながら、シェアダイニングの具体的な作り方や効果、今後の可能性について考えていきます。貸出をご希望の方は、ぜひ福祉図書・情報室までお越しください。

【お問合せ】 福祉図書・情報室 ☎731-2946

## 3 社会課題解決モデルの開発と拡充

- (1) 地域の子どもプロジェクト
- (2) 買い物支援
- (3) 「終活」支援
- (4) 社会福祉法人等とのさらなる連携・協働
- (5) 食を通じた居場所づくり・多世代交流モデル事業
- (6) コロナ禍を乗り越え、地域共生社会の実現を目指す実証実験
- (7) 「ファンディング」を組み込んだ社会課題解決の仕組みづくり

## 4 権利擁護事業の拡充

- (1) 持続可能な日常生活自立支援事業の実施
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化と成年後見制度の利用促進
- (3) 法人後見事業の推進と市民後見の充実  
「福岡市市民後見人養成研修」を実施し、新たな市民後見人候補者を養成しました。令和5年度は、新たに4人が市民後見人として個人選任されました。
- (4) 信託制度を活用した新たな権利擁護の仕組みづくりの検討

## 5 居住支援の推進と空家・空室の活用

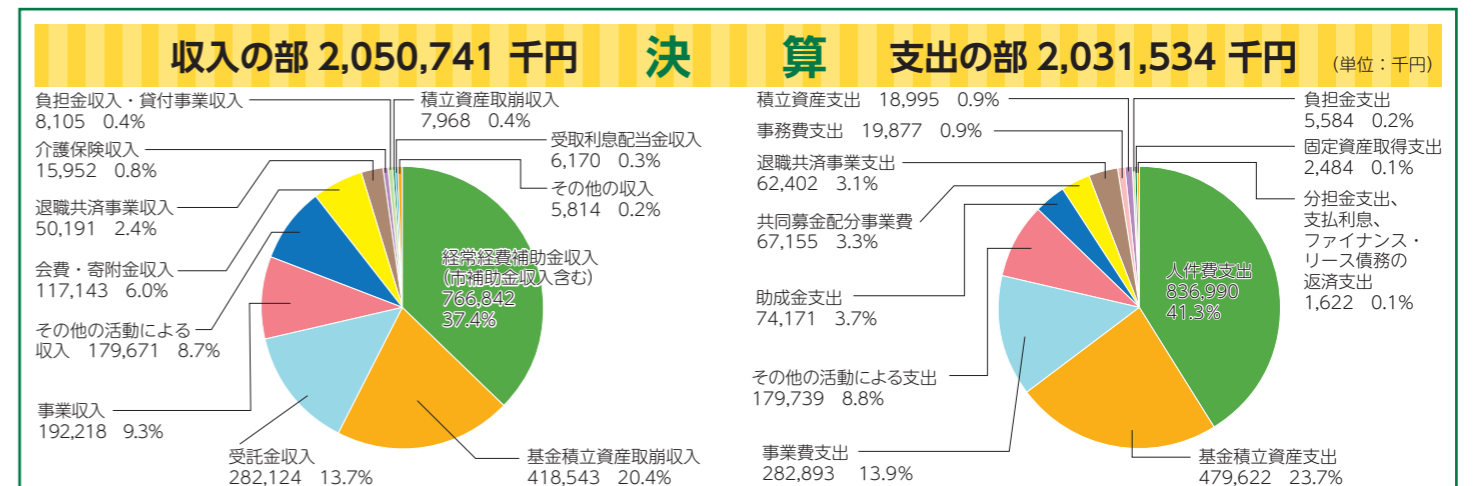
- (1) 「住まい・まちづくりセンター」の運営
- (2) 「住まいサポートふくおか」による住替え支援の実施
- (3) 居住支援法人事業の実施
- (4) 制度の狭間を埋める社協ならではの分野横断的な役割の実践
- (5) 空家を福祉活用する「社会貢献型空家バンク」

## 6 地域福祉を推進するための基盤づくり

- (1) 個人情報の保護と活用
- (2) 福祉教育の推進

## 7 地域福祉ソーシャルワーカー(CSW)の機能強化

- (1) 困難を抱えた人に寄り添いエンパワメントできる専門性を持つCSWの育成
- (2) 様々な生きづらさや共通の問題を持つ方々が自主的につながり、相互に援助し合うセルフヘルプ(自助)グループへの支援
- (3) 多様な相談機関・専門職等との連携強化  
個別支援型のCSW(地域共生推進員)を3人から7人に増員し、全区において、制度の狭間の課題を抱えたケースや、地域で孤立し支援が届いていないケースを把握している民生委員からの相談を受け、相談機関や地域資源等と連携しながら、伴走型の支援を行いました。
- (4)アウトリーチによる相談支援に対応できるCSWの人材配置



●令和5年度事業報告書・収支決算書は、本会ホームページ・総務課窓口で閲覧できます。